

令和7年度 「休日保育」について

(令和7年度の休日保育の取り扱い)

○保育を必要とする日は家庭によって異なるため、例えば月曜日から金曜日まで保護者が就労する家庭も、水曜日から日曜日まで就労する家庭も、認定された保育必要量の範囲※内であれば、1か月の保育料の範囲内で保育所の利用が可能。

1か月の保育所利用が、保育必要量の範囲内の場合、別途料金は発生しません。

※令和7年度の保育必要量の範囲（1か月あたりの必要量を、月の日数に応じて算出）

『1か月の総日数－日曜・祝祭日の日数』

4月：25日（30日－5日）	10月：26日（31日－5日）
----------------	-----------------

5月：24日（31日－7日）	11月：23日（30日－7日）
----------------	-----------------

6月：25日（30日－5日）	12月：24日（31日－7日）
----------------	-----------------

7月：26日（31日－5日）	1月：23日（31日－8日）
----------------	----------------

8月：25日（31日－6日）	2月：22日（28日－6日）
----------------	----------------

9月：24日（30日－6日）	3月：25日（31日－6日）
----------------	----------------

※1日あたり必要量は、標準時間認定で11時間、短時間認定で8時間

保育所は、保護者の就労等の状況により、家庭で保育できない場合に利用できる施設である為、「保育必要量」の全てを無制限に利用できるものではありません。

休日の利用時間

◆保育標準時間認定・・・8:00～18:00

◆保育短時間認定・・・8:30～16:30

対象となる子ども

教育・保育給付認定（2号・3号）を受けて、松山市の保育所等※1に在園している子どものうち、休日等に常態的（シフト勤務含む）に保育を必要とする子ども

- ・市内の保育所等※1に在園している場合、他園の休日保育を利用できます。
- ・松山市内の保育所等※1に在園していないお子さんは、休日保育を利用できません。
- ・会社定休日の「休日出勤」の場合は、「休日等に常態的に保育を必要とする」に該当しない為、原則、休日保育の対象となりませんが、やむを得ない事情がある場合は、申し出てください。
- ・自営業の場合は、調整できる場合もあることから原則は「休日等に常態的に保育を必要とする」に該当しないと判断されますが、定休日を平日に設けている理容業、飲食業等については、休日保育の利用対象となると考えられます。ただし、保護者すべてが「休日に常態的に保育を必要とする」場合でなければ、対象とはなりません。

※1 保育所等：認可保育所・認定こども園（2号・3号部分）・地域型保育事業

※お子様にとって、ご家庭でゆったりと過ごす時間は、心身の成長に欠かせませんので、休日保育を利用した月は、平日等に子どもとご家庭でゆっくり過ごす日を設けるよう努めてください。

対象施設(令和7年度の実施予定園です)

- (公立保育所) 小百合・伊台・道後・平井・桑原・石井・浮穴・生石・中須賀・堀江
(認定こども園) 立花・リベラ清水・和泉
(地域型保育) ユーミー保育園たかのこ・アユーラキッズルームあむばむ
・アユーラキッズルームあむばむ空港通り

※利用希望者が多い日は、予約できない場合があります。

予約後のキャンセルは行わないよう、御協力ください。

利用方法

- ・「休日保育用就労証明書」を会社で記載してもらい、利用希望の保育所へ提出してください。
- ・保育・幼稚園課または保育所で、「休日保育」の利用可否を判断します。
- ・利用可能とされた場合、休日に保育所の利用ができます。希望する保育所に利用する休日を指定して、予約をしてください。
- ・年度途中で勤務先が変更になった場合は、再度の提出が必要です。
- ・保育必要量を超えて保育所を利用する場合は、1日あたり、次の延長保育料が発生します。

	標準時間認定	短時間認定
生保世帯	0円	0円
非課税世帯	1,000円	800円
課税世帯	2,000円	1,600円

※この表は公立保育所の料金表です。
延長保育料は各施設で異なります。

※非課税世帯の内、ひとり親世帯、
在宅障害児のいる世帯等については、
延長保育料は0円となります。

(給食の提供がある休日保育を利用した場合は、上記の金額に給食費を加算)

※弁当持参の休日保育を利用した場合は、給食費の追加徴収はありません。

休日保育 Q&A

Q. どのような場合に休日保育が利用できるのか?

A. 保護者のいずれもが、「休日等に常態的に」勤務されている場合です。例えば、両親共に百貨店、販売店、不動産仲介業、飲食業、理容業等、休日に出勤が必要である職場で働いている場合は対象となります。

Q. 会社の定休日は土曜日と日曜日である。休日保育は利用できるか?

A. 会社の定休日が土曜や日曜で、保護者が家庭にいる場合、休日保育は原則、利用できません。特段の事情がある場合は、保育・幼稚園課までご相談ください。
保護者の仕事がお休みの日は、家庭でお子様の成長を見守ってください。

Q. 父親は土日が休みだが、母親はシフト制の職場に勤務しており、土日も出勤が必要な場合が多い。休日保育が利用できるか?

A. 父親が保育できる状態であれば、休日保育は利用できません。